

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇条

例 鳥取県議会の定例会の回数を定める条

例

鳥取県監査委員条例の一部改正

特別職の職員等の給与に関する条例の一

部改正

職員の給与に関する条例の一部改正

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

改正

公聴会参加者等の費用弁償条例の一部改

正

鳥取県労政事務所設置条例

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

鳥取県有財産及び営造物に関する条例の一部改正

鳥取県契約条例の一部改正

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例

例

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例

の一部改正

鳥取県木炭検査条例の一部改正

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部改正

条 例

鳥取県議会の定例会の回数を定める条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十三号

鳥取県議会の定例会の回数を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条

第二項の規定に基き、この条例を定める。

鳥取県議会の定例会の回数は年四回とする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十四号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二を次のように改め、第二条を削る。

第一条 監査委員（以下「委員」という。）に關しては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）以下「法」という。）第二百二条の規定に基き、同法及びこれに基く政令に規定するものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 学識経験を有する者の中から選任される委員で、特に事業の経営管理又は会計事務に知識又は経験

を有し、且つ、地方自治について識見をそなえるもの一人を常勤とする。

第三条中「前条第一号の定期」を「法第九十九条第三項の規定による」に改める。

第四条中「第二条第二号の出納」を「法第二百四十条

第一項の規定による出納検査にあつては、」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、以下第八条まで順次繰り上げる。

第九条中「地方自治法」を「法」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第二条第三号の」を「法第二百四十二条第二項の規定による」に、「及び第七号の」を「並びに法第二百四十四条第二項の規定による」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二を削る。

第十一条中「前条」を「法第九十九条第八項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を次のように改め、第十三条から第十六条までを削る。

第十一条 法令に基いて行ふ委員の公表及び告示は、県公報に登載して行ふものとする。但し、法第七十五条の規定による公表は、適当と認める新聞により行ふ。

第十七条中「委員は議会から」を「委員は法第二百二十五条の規定により議会から」に改め、同条を第十二条とする。

第十八条中「（以下「事務局」という。）」を削り、同条を第十三条とする。

第十九条及び第二十条を削り、第二十一条を第十四条とする。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
鳥取県条例第三十五号
特別職の職員等の給与に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 前二条に規定する者を除く外、別表に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、別表に掲げるところによる。

2 その他の特別職の職員の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項の者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額と

することができる。
第五条を削り、第六条第一項中「又は死亡の」を「、死亡又は議会の解散によりその職を離れた」に改め、同条を第五条とし、以下順次繰り上げる。

別表中

教育委員	議会の議員の中から選任された委員	報酬	五、〇〇〇
会の委員	公選の委員	〃	二四、〇〇〇

教育委員会の委員

報酬	〃一二、〇〇〇
----	---------

改める。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
鳥取県条例第三十六号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定に基づき、地方公務員法第三十二条に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）の給料、給料の特別調整額、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末

手当及び勤勉手当に関する事項を定めることを目的とする。

第三条第三項第二号のロを次のように改める。

ロ 中学校、小学校等教育職員給料表（別表第三）
第三条第四項第三号を次のように改める。

三 中学校、小学校等教育職員給料表

中学校、小学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び人事委員会が指定する職員

第十三条中「職員」の下に「（果費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年鳥取県条例第四十号）第五条の規定により代休を与えられる職員を除く。）」を加える。

第十四条第二項中「職員」の下に「（果費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第五条の規定により代休を与えられる職員を除く。）」を加える。

第十四条第三項中「規定する日」の下に「並びに一月

二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで」を加える。

別表第三中「幼稚園教育職員給料表」を「中学校、小学校等教育職員給料表」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第二十三号）は廃止する。
- 3 この条例施行の日における市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員の職務の級及び号給又は給料月額は、廃止前の市町村立学校職員の給与等に関する条例第三条に規定する給料表の適用によって、その者が受けていた職務の級及び号給又は給料月額とする。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十七号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

- 十三 連絡あつ、旋業務従事職員の特殊勤務手当
- 十四 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員（以下「果費負担教職員」という。）の特殊勤務手当

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（連絡あつ、旋業務従事職員の特殊勤務手当）

第十八条 連絡あつ、旋業務従事職員の特殊勤務手当は、果外に設置する事務所に勤務する職員が中央官庁及び

諸機関との連絡、情報の収集、資料の調査又は物産の紹介若しくはあつ、旋の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

一級	月額	六千円
二級	月額	五千五百円
三級	月額	五千円
四級	月額	四千円

- 3 前項の級に属する者の区分は、人事委員会が別に定めるものとする。

（果費負担教職員の特殊勤務手当）

第十九条 果費負担教職員の特殊勤務手当の種類は、左のとおりとする。

- 一 へき地手当
- 二 単級手当
- 三 多級手当

- 2 へき地手当は、果費負担教職員がへき、遠又は交通困難な地にある学校に勤務したときに支給する。

- 3 前項の手当の額は、当該学校に勤務する果費負担教職員の受ける給料月額にそれぞれ左に掲げる割合を乗じた額とする。

一級地	百分の四
二級地	百分の八
三級地	百分の十二

- 4 前項の級地に属する学校の指定は、人事委員会が知事及び教育委員会の意見を聞いて行う。

- 5 単級手当は、果費負担教職員が小学校、中学校又はこれらの分校において、小学校にあつては一学年から六学年まで、中学校にあつては一学年から三学年までを一学級とする学級を担任したときに支給する。

- 6 前項の手当の額は、月額五百円とする。

- 7 多級手当は、果費負担教職員が小学校又はその分校において、四以上の学年を一学級とする学級を担任したときに支給する。但し、第五項の規定により単級手当の支給を受けた者はこの限りでない。

8 前項の手当の額は、月額四百円とする。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

公聴会参加者等の費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十八号

公聴会参加者等の費用弁償条例の一部を

改正する条例

公聴会参加者等の費用弁償条例（昭和二十二年六月鳥取県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を「公聴会参加者等の実費弁償条例」に改める。

第一条を次のように改める。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係

人、同法第九十九条第七項の規定により出頭した関係人、同法第二百五十一条第六項の規定により出頭した当事者および関係人ならびに同法第九十九条第四項、

第一百十条第四項および第二百七条第三項の規定により常任委員会または特別委員会の招請に応じ公聴会に参加した者に対する実費弁償は、この条例によりこれを支給する。ただし、他から実費弁償を受けるときは、この限りでない。

第三条中「鳥取県旅費支給条例」を「職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県労政事務所設置条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十九号

鳥取県労政事務所設置条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの条例を定める。

（設置）

第一条 地方自治法附則第四条第二項の規定に基き、労政事務所を設置する。

（名称、位置および管轄区域）

第二条 労政事務所の名称、位置および管轄区域は次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取労政事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡
鳥取県倉吉労政事務所	倉吉市	倉吉市、東伯郡、鳥取県米子労政事務所
米子市	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）に基きこの条例を定める。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二条の規定に基き、同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間および休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、一週間に於いて四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において教育委員会が定める。

2 教育委員会は、特にやむを得ない事情により、特定の週において、前項の規定により定められた勤務時間をこえて勤務時間を定める必要がある場合においては、前項の規定により定められた勤務時間にかかわらず、四週間を平均して一週間の勤務時間が前項の規定により定められた勤務時間をこえない範囲内において、各週の勤務時間を定めることができる。

3 前二項に規定する勤務時間の割振りは、教育委員会が定める。

(勤務を要しない日および休憩時間)

第三条 日曜日は、勤務を要しない日とする。

2 一日の勤務時間が六時間をこえる場合は四十五分の、八時間をこえる場合は一時間の休憩時間をそれぞれ

れ所定の勤務時間の途中におかなければならない。

(休息時間)

第四条 所定の勤務時間のうちに四時間につき十五分の割合で休息時間を置くものとする。

(代休)

第五条 職員が、日曜日または国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条の規定による国民の祝日もしくは一月二日、同月三日および十二月二十九日から同月三十一日までの間に勤務を命ぜられた場合（宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた場合を除く。）は、代休を与えるものとする。

(休暇)

第六条 職員に対して与える休暇は、次のとおりとする。

一 有給休暇

二 無給休暇

2 有給休暇とは、正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない場合をいう。

3 無給休暇とは、職員団体の業務にもつぱら従事するために勤務しない場合をいう。

4 有給休暇の種類および承認に關し必要な事項は人事委員会が定める。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十一号

職員の分限に關する手続及び効果に關する
条例の一部を改正する条例

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第三項及び地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十三条第三項の規定に基き、法第三条第二項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に關し定めることを目的とする。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十二号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の

一部を改正する条例

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、法第三条第二項に規定する職員及び

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果に関し定めることを目的とする。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

鳥取県有財産及び營造物に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十三号

鳥取県有財産及び營造物に関する条例の

一部を改正する条例

鳥取県有財産及び營造物に関する条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。第四条、第五条及び第六条中「又は教育委員会」を削

る。

第九条第一項中「知事及び教育委員会は、それぞれ所管に属する財産について」を「知事は、」に改める。

第十八条中「又は教育委員会」を削る。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

鳥取県契約条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十四号

鳥取県契約条例の一部を改正する条例

鳥取県契約条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「又は教育委員会」を削る。

附 則

この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十五号

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の

生じた恩給等の年額の改定に関する条例

（恩給年額の改定）

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、もしくは死亡した鳥取県吏員等恩給条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。）上の県吏員等またはこれらの者の遺族に対し、条例に基づき給する退職料（以下「退職料」という。）または遺族扶助料（条例第二十五条の規定により準用する恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第一

号（これに相当する従前の規定を含む。）に規定する扶助料以外のものを除く。以下「遺族扶助料」という。）で、その年額計算の基礎となっている給料年額が三五四、〇〇〇円以下のものについては、昭和三十一年十月分以降その年額を、その年額計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職または死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

（改定年額の一部停止）

第二条 前条の規定により年額を改定された退職料または遺族扶助料を受ける者（条例に基く増加退職料を併給される退職料を受ける者および遺族扶助料を受ける子を除く。）については、その者が六十才に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、遺族扶助料を受ける者が二人あ

り、かつ、その二人が遺族扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十才に満ちる月をもつて、その二人が六十才に満ちる月とみなす。

附 則

1 この条例、公布の日から施行する。

2 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第一号）は、廃止する。

別表

恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額

仮定給料年額

七二、〇〇〇	七九、八〇〇
七四、四〇〇	八二、八〇〇
七九、八〇〇	八八、八〇〇
八五、八〇〇	九四、八〇〇
九一、八〇〇	一〇〇、八〇〇
九七、八〇〇	一一一、〇〇〇

一〇三、八〇〇	一二三、〇〇〇
一一一、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一八、二〇〇	一四四、〇〇〇
一二七、八〇〇	一五四、八〇〇
一三八、六〇〇	一六八、〇〇〇
一四九、四〇〇	一八二、四〇〇
一六〇、八〇〇	一九六、八〇〇
一七五、二〇〇	二二三、六〇〇
一八九、六〇〇	二二二、〇〇〇
一九六、八〇〇	二三〇、四〇〇
二一三、六〇〇	二四〇、〇〇〇
二二二、〇〇〇	二四九、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二六八、八〇〇
二五九、二〇〇	二九〇、四〇〇
二七九、六〇〇	三一四、四〇〇
三〇一、二〇〇	三四〇、八〇〇
三二七、六〇〇	三五四、〇〇〇

三五四、〇〇〇

三六七、二〇〇

恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額が七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、七九、八〇〇円を、恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その給料年額の千分の千百六十六倍に相当する金額（一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県条例第四十六号

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）

に基き、この条例を定める。

(設置)

第一条 新市町村建設促進法第二十条の規定に基き、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進および合併町村の町村合併の推進に關し必要な調査および審議を行うため、鳥取県新市町村建設促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について知事が任命する。

- 一 国の地方行政機関の職員 三人
- 二 県の職員 四人
- 三 市町村長 二人
- 四 市町村議会の議員 二人
- 五 公共的団体等の役員および職員 一人
- 六 学識経験者 八人

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。
- 2 鳥取県町村合併促進審議会設置条例(昭和二十八年十二月鳥取県条例第五十三号)は、廃止する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県条例第四十七号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例

の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年

三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中(機械設備使用料)に次の事項を加える。

四 木材工業部門

自動鉋機	一時間につき	八〇円
手押鉋機	〃	五〇円
丸鋸機	〃	五〇円
角のみ機	〃	五〇円
柄取機	〃	五〇円
超仕上機	〃	一六〇円
別表中(手数料)四調整加工に次の事項を加える。		
刃物研磨		
二四インチ以下各種鉋刃	一枚につき	二五円
二四インチ以下各種鉋刃砥上	〃	四〇円
一八インチ以下丸鋸刃	〃	七〇円
七インチカッター	〃	四〇円
柄取カッター及び特殊カッター	〃	六〇円
木材加工		

抽斗鳩尾結合 一組につき 一〇円
板組鳩尾結合 一箇所につき 一〇円
ルーター 一時間につき二五〇円
相互矧 「箇所につき 一〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十八号

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例

鳥取県木炭検査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の但書を加え、同条第二項を削り、同条第三項を第二項とする。

但し、七、五キログラム及び三、七五キログラムの包装には証票を附けず、包装袋の所定の箇所に証印を押す。

第七条第一項中

「木炭生産検査 一五キログラム俵一俵につき五円移出検査 一五キログラム俵一俵につき一円」を

種別	正味量目	生産検査手数料	移出検査手数料
木炭	三、七五 ^{キログラム}	一、〇〇 ^円	一、〇〇 ^円
〃	七、五〇	二、〇〇	一、〇〇
〃	一五、〇〇	五、〇〇	一、〇〇
〃	三〇、〇〇	一〇、〇〇	二、〇〇
〃	六〇、〇〇	二〇、〇〇	四、〇〇

に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年九月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中

鳥取県米子警察署	米子市
	米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、果村、春日村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村

鳥取県米子警察署 米子市

米子市、西伯郡のうち西伯町、会見町、果村、大高村、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、逢坂村

改める。

附 則

この条例は昭和三十一年七月十日から施行する。